

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	障害者支援課
内線番号	4599

No.	項目	内容
①	処分名	京都府心身障害者扶養共済制度 掛金の減免に係る処分
②	法令名	京都府心身障害者扶養共済条例
③	法令番号	昭和46年条例第8号
④	根拠条項	第8条
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第8条 知事は、規則で定めるところにより、加入者に対し、掛金を減免することができる。
⑦	審査基準	京都府心身障害者扶養共済条例第8条(掛金の減免)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	90日
	経由機関	20日
	協議機関	
	当該処分機関	70日
⑫	問合せ	障害者支援課(075-414-4599)
⑬	備考	京都府心身障害者扶養共済条例施行規則(別表第2) 京都府HP < <a href="http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html">http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html</a> >